

青森県の自由民権運動に寄与した「青森新聞」の役割

橋 本 正 信

一 言論活動としての青森新聞

自由民権運動期に於ける言論活動に、各県で発行された新聞、雑誌の果たした役割は大きい。青森県に於いては、雑誌としては東奥義塾で発行された「開文」雑誌は有名であるが、教育や啓蒙活動に重きを置き、直接民権活動に寄与したものではない。しかし、「青森新聞」は、その論説の中でも、民権運動の動静に関しても、詳細に記述している。旧斗南藩士の小川渉という知識人に、その功績を認めるものであるが、若き日の陸羯南、当時は陸実と名乗ったが、彼の果たした役割も大きい。もつとも、彼の入社期間は短いのだが、それでも本県の民権運動昂揚期に在社して、本県の民権家の動きや、集会の紹介、さらには青森の蓮華寺で開かれた、県下民権家の一人として、請願書の起草者とも推定されているのである。

小川渉が青森新聞に国会開設尚早論の論陣をはり、岩手の日進新聞や盛岡新誌に反論されたことは詳細に報告した（国会開設運動期の動向―明治十二年代を中心に―弘前大学國史研究五一号所収）。当時の本県の民情を勘案しての論であるが、中央で展開された論争と時を同じく

して、このみちのくでも展開され、彼はその一翼を担ったのである。彼が本県の民権運動に果たした役割と、民権家ではない代わりに知識人として青森新聞発行に寄与した功績は大きいものである。

従って、本県の自由民権を語る時、この青森新聞の果たした役割は大きく、筆者が、東大明治文庫や、弘前の八木橋文庫から調べ上げた、若干の資料を紹介することによって、本県の自由民権運動研究の参考としたい。

二 「開文」雑誌と「青森新聞」の主張

まず「開文」雑誌の主張であるが、「県会開設の期近キニナルト聞ク」（第四号 明治十二年二月十六日発売）の中で「世の論者ハ夙ニ立憲政体ノ興立センコトヲ悃請シ議院国会ノ開設アランコトヲ冀望シテ已マザル」が、本年は「我邦人民ガ初メテ参政権ヲ地方事務ニ進取スルノ好際会」であり「他日国会ヲ起立シ立憲政体ヲ確立スルノ階梯」であるから県民は「憤発勉勵」するよう強調している。続いて、「県会傍聴余論」（第五号 明治十二年三月三十一日発売）では、「政府幸ヒニ参民ノ権利ヲ人民ニ分割付与シタル」のであるから、人民

は「志念ヲ拡大ニシ権利ヲ国会ニ進取スルヲ務メテ」瞬時もおろそかに出来ない、「永ク自由ノ恩汲ニ沐浴スル能ハサルコト」なきよう、「国会議院ノ基礎ヲ」鞏固にする必要性を説いている。

このような「開文」雑誌を発行した東奥義塾における教育や、啓蒙活動は、やがて共同会を設立し、全国的な民権運動の流れに呼応して、国会開設を要求して行くのである。

「青森新聞」の論調は、明治十三年一月頃からの弘前の民権運動の動きを詳述している。

(一) 「此頃弘前の有志者が国会開設の儀を政府に請願するとして昨日に東奥義塾へ集会したる由開けり。」(一五五号明治十三年二月八日)

(二) 「前号にて報道せし弘前の有志輩が去る七日国会開設のことにつき東奥義塾へ会集せし人は、大凡そ百余名にて、議長副議長の投票ありしに議長は杉山龍江氏、副は笹森要蔵氏に決し、書記は議長の特権を以て本多庸一、今宗蔵の二氏を選定せられしが、議事の案は発起人なる田中眠叟の立案にて、第一条は県下一般に同志を募る事、第二条各郡に遊説家を派出する事、第三条有志集会所を弘前本町々会所と定むべき事、第四条三月十五日を以て総会を青森に開く事、第五条仮委員十名を撰ぶべき事、第六条撰文委員々数ハ各郡の適宜に委かす事、等にて議決の様跡よりと報知のまゝ。」(一五七号同年二月十二日)

(三) 「弘前の国会論者の議長は杉山氏なりと前号に掲げしは誤りにて、笹森要蔵氏なりと。また委員二十名の選挙ありしに、本多庸

一、菊地九郎、赤石行蔵、八十沢彰、田中眠叟、今規弘、土岐八郎、今宗蔵、蒲田公、伴野雄七郎、服部吉之丞、蒲田貞一の諸氏なりと聞く。」

(四) 「右の委員より青森近辺の十八名へ手簡を送られしが、国会開設請願に決議せし上は遊説家を差し出すべく諸先生方は愛国の心情五察申すにより兼て町村会議議長議員などに右の様を協議してくれよとの意にて、十八の内に弊舎の実^①、渉^②もありましたが、右返事は別に。」(以上、一五八号同年二月十四日)

(五) 「兼ても報道せし弘前の国会開設請願の事に付、遊説委員が各郡へ派出したる由にて、当地及び南郡地方へは小山内貢、今宗蔵、服部吉之丞、伴野雄七郎、三浦英方の五氏が参りました。」(一六〇号同年二月十八日)

かように、青森新聞は、国会開設運動の動きを詳細に報じている。一方、論説は、初期の紙面にては、「議員撰挙者二告グ」(塾生外崎覚蔵、別名工藤、第一五号)を掲載している。これは、小川渉がジョン・イング氏よりアメリカの大統領領制を聞いたことを紹介していることも影響していると思われる。後期の紙面では「非国会論者二告グ」(第一六五号同十三年二月二十八日)「今や国会開設ノ事ハ既ニ社会一般の翼ス所トナリ」(陸実筆か)の主張が見られる。

一註

(一) 陸実のこと。後、羯南と称す。「日本」の社長兼主筆。国民精神の昂揚に務め、官僚主義と藩閥政府を攻撃(九山真男「陸羯南と国民主義」

明治史料叢書第四巻所収)、若き日の陸は、明治十三年三月十七日の青森蓮華寺集会の出席委員二十一名の一人として参加。民権家として活躍。国会開設建白書の起草者の一人としてあげられている。

(2) 斗南藩士、小川渉のこと。最初は国会開設尚早論者であり、岩手の日進新聞や盛岡新誌の攻撃を受けるが(後述)、気骨があり、新聞記者として、讒謗律、新聞紙条例違反により数回の検挙を受ける。(伊藤徳一編「東奥日報」と明治時代一四頁)

三 「青森新聞」発行に関する若干の資料

1 先人の研究

青森新聞は、現在の東奥日報の前身であるが、現在残っているのが少なく、収集に困難である。明治の十年代が欠史時代といわれるのである。その中で、本県の新聞に関する研究では、伊藤徳一氏の業績があり、新聞発行以前のもものでは、盛田文雄氏の研究がすぐれている。

詳しいことはそれにゆずるとして、本稿の目的は、筆者の「青森新聞」収集過程において、現在知り得たこと、また不明である点を明らかにし、本県の明治前期の政治動向を究明する史料として、今後の研究に資したいがためである。尚、本稿は、筆者が弘前大学國史研究会で発表した内容に、東奥日報社資料(松田勲氏提供)、青森県立郷土館資料(太田原慶子氏提供)、末永洋一氏論考(『市史研究あおもり7』)で補完したものである。

実は、八戸在住の三浦忠司氏より、青森市の斎藤材木店で青森新聞が見つかったという報を聞き、二人で来訪、写真撮影までしたのであるが、

紛失。寄贈先が、東奥日报社か、県立郷土館でないか、と聞くに及び、それぞれに問い合わせをした結果が、次の通りである。

まず東奥日报社であるが、青森市の斎藤材木店から寄贈されたという記録は残っていないということ。ちなみに、社が所有している「青森新聞」紙面は、左記の通りである。

(1) 第一号(明治十二年三月六日)〜第二〇号(明治十二年四月十六日)。東京大学明治新聞雑誌文庫が所蔵しているものをコピーし一冊の製本にしたもの。

(2) 第二〇号(明治十二年四月十八日)

第二二号(明治十二年四月二十日)

第二三号(明治十二年四月二十二日)

第二四号(明治十二年四月二十四日)

第三一八号(明治十四年一月八日)

これは、昭和五十一年に富山市の方から寄贈された紙面のコピーしたもの。

(3) 第一五四号(明治十三年二月六日)〜第一六九号(明治十三年三月七日)。所蔵先は分からないが、紙面のコピー一冊の製本したものである。

(4) 号数不明。明治十三年四月二十九日頃発行のものと思われる紙面のコピー。

以上が弊社所有の「青森新聞」だが、原紙はなくいずれもコピー資料である。

郷土館には、青森市の斎藤氏から寄贈をうけた資料はない。が、しか

(表1) 青森県立郷土館「青森新聞」受贈リスト

番号	発行日
1	第350号 明治14年(1881)4月26日
2	第351号 明治14年(1881)4月28日
3	第352号 明治14年(1881)4月30日
4	第353号 明治14年(1881)5月3日
5	第354号 明治14年(1881)5月5日
6	第355号 明治14年(1881)5月7日
7	第356号 明治14年(1881)5月9日
8	第357号 明治14年(1881)5月11日
9	第358号 明治14年(1881)5月13日
10	第359号 明治14年(1881)5月15日
11	第360号 明治14年(1881)5月18日
12	第361号 明治14年(1881)5月20日
13	第362号 明治14年(1881)5月22日
14	第363号 明治14年(1881)5月25日
15	第364号 明治14年(1881)5月27日

他に第13号(複製)1面と4面のみ。
第13号(明治12年8月26日付)は常設展示。

し、平成十一年に弘前市の個人の方から寄贈を受けた「青森新聞」第三五〇～三六四号がある。(表1)

郷土館には、「北斗新聞」(青森新聞の前身)も複写コピー第一〇〇号(明治十一年八月二十六日付)、一面のみを展示している。斎藤氏所蔵のものも複写したものと思われる。私と三浦氏が写真撮影したものは、この原本と思われるが、電話帳にても材木店の所在わからず、今とっては確かめようがない。

さらに現存する青森新聞のほとんどは、弘前市立図書館が所蔵しているようだが、実際には調査確認していないので日付等詳細は不明とのこと。このことについては、筆者が卒論作成の為、恩師宮崎道生先生の紹介で、東大の明治文庫や、弘前在住の八木橋武実宅に訪問し、原本を筆写しているので、後ほど紹介したいと思う。また末永洋一氏が手際よく

まとめておられるので、それも後ほど紹介したいと思う。

周知のように、明治七、八年以後政府が厄介視した新聞も、明治五、六年までは、人民の知見を啓発する上において良き手段と見なされていた。当然の結果として、明治政府も県庁も、新聞、雑誌の育成に努めた。しからば、本県の青森新聞の実態はどうであつたらうか。二氏の著書で紹介したい。

(1) 伊藤徳一氏の業績

「東奥日報社史」、後に「東奥日報と明治時代」にまとめられている。特に本論と関係のある部分は、東奥日報創刊以前の項があるが、氏はここで青森新聞の経営者並びに従業者を次のように整理されている。

△青森新聞(明治十二年～同十四年三月)

経営者 亀田慎二 記者 亀田慎二、小川涉、陸実、元木貞雄

△青森新聞(右の青森新聞を東奥義塾が引きつぎ経営したもの。同十四年三月～同十六年)

経営者 菊地九郎、柳喜洋芽、本多庸一、須藤元雄、兼松良らの
東奥義塾結社人 記者 小川涉、元木貞雄、今宗蔵、花田平爾、
斎藤璉、山鹿元次郎

筆者の調べでは、これと大体変わらないが、初期の青森新聞に伊藤祐胤がいないことや、廃刊十六年に疑問がある。前者については、筆者が東大明治文庫で現物を確認しており、伊藤となつている。また、後者の廃刊十六年については後述したい。

ここで末永洋一氏の論考が参考となるので、左記に(一)(二)とし

て掲げる。(「明治期に発行された新聞」より)

(一) 北斗新聞

発行地 第三四号〜四五号 青森県庁廊内番外一番地

発行所 第三四号〜四五号 日新堂

第七六号〜一〇〇号 北斗新聞社

編集者・印刷者等

第三四号〜四一号 編集人 加賀 利堯

印刷人 戸塚 駒治

第四二号〜四四号 編集長 小川 涉

印刷人 戸塚 駒治

第四五号 仮編集 小竹市太郎

印刷人 戸塚 駒治

第七六号〜一〇〇号 編集長 小川 涉

印刷人 高津 頼道

右の通り、明治十一年八月二十六日発行の第一〇〇号をもって終刊となっている。(註 小川は十月まで発売したと言っている。)

所蔵箇所

第三四号〜四五号 青森県立図書館

第七六号〜一〇〇号 国立国会図書館

(八〇号、九七号、九九号は欠)

なお、「北斗新聞」は本県新聞の嚆矢であり、小川涉の回想などから、同紙は明治十一年三月六日、亀田慎二によって発行されたことが知られている。亀田慎二は石川県出身で、当時印刷業を営んでいたとされる。

小川涉は本県新聞界の草分け的存在であり、「北斗新聞」の後継新聞である「青森新聞」にも関与している。¹⁾

(二) 青森新聞

発行地 第一号〜第二〇号 青森県庁廊内番外一番地

第一五四号〜第五一八号 青森県庁門際

発行所 真文舎

編集人・主幹・印刷人

第一号〜第二〇号 編集兼印刷 伊藤 祐胤

主幹 元木 貞雄

編集長 陸 実

第一五四号〜第一六九号 印刷長 小川 涉

第二〇四号〜第二二二号 主幹 元木 貞雄

編集長 陸 実

第二二三号〜第三〇五号 印刷長 小川 涉

主幹兼編集 元木 貞雄

第三二四号〜第四三四号 印刷長 小川 涉

主幹兼編集 元木 貞雄

第四三五号〜第四三七号 編集兼印刷 小川 涉

印刷長 小川 涉

第四五四号、四五六号 主幹兼編集 小川 涉

印刷長 花田 平爾

第五一〇号、五一三号、五一八号 主幹 小川 涉

編集兼印刷 花田 平爾

発行と終刊

第一号は明治十二年三月六日に発行されている。また現在確認されている最終号である第五一八号は、明治十五年八月七日発行である。

伊藤によると、「青森新聞」は利益が上がらなかったことと、「一方には官憲の圧迫が甚だしかつたために一兩年間発行しただけで」、あるいは「二、三年で」廃刊したとされる。

もし、これが正しいとすれば、最終号はもつとも遅い時期としても、明治十五年三月ごろとなる。

しかし、これまでに見つかつたのは、明治十五年八月七日発行のものであり、発刊から三年五か月ほど経過している。

当時は同じ題名の新聞が、それ以前の新聞との関係が明らかでないままに発行されることもしばしばあったが、同紙に関しては、小川渉が一貫して関係していることからして、同一の新聞であったと考えられる。

従って、「青森新聞」は明治十五年八月までは、即ち、少なくとも、三年五か月間にわたって発刊されていたとすべきである。

なお、一〇〇号代から二〇〇号代にかけて編集長であった陸実、即ち陸羯南が同紙に係属したのは、明治十二年四月の「賄征伐事件」で司法省法律学校を退学処分となり、郷里青森県に帰郷してから翌十三年九月北海道紋別製糖所に、赴任するまでの間であったとされる。

また、明治三十五年、新たに「青森新聞」が発行された。本紙との直接的な関係はないものと思われるが、詳細は不明である。

註

- (1) 小川については、伊藤徳一「東奥日報と明治時代」昭和三十三年、東奥日報社一五〇一六頁に詳しい。
- (2) 伊藤前掲書八頁。
- (3) 伊藤徳一「青森県新聞史」(社)日本新聞協会編「地方版 日本新聞史」昭和三十一年九月所収 日本新聞協会)一三頁。
- (4) 同書一七頁、陸に関しても同書一六〇一七頁などを参照。

(2) 盛田文雄氏の研究

「青森県議会史」(明治元年〜同二十三年)の「県会書記と新聞」の項が詳しい(四四二頁〜四頁)。ここでは、明治五年から七年頃までの本県の新聞事情を知る上で、非常に興味のある史料が列挙されている。その中から抜粋すると、

「新聞は自然に人智を明かにし、いわゆる開化を進める一助となるもので、政府の趣意にも報いるものだから」、「管内の市長あるいは里正等のほかこれと同じような階級の人に、一部宛一ヶ年取りきめて買って貰いたい(明治五年三月)。また、県庁の仕事や県内の「奇事異聞」を「郵便で当察に差出すようにすれば新聞に掲載」というもの(前島通頭)。「官省の布達を人民に弁知させねばならぬ」という観点から東京新聞社に頼んで普及をはかっていたが、最近の部数減少を嘆いているもの(明治七年七月布達)。「東京活版社が印刷を停止」したため困っていたが、「今般当所の角田平左衛門が活版社を設立」したので、「正内に漏れなく配達」されるよう申出ること(明治八年五月二十八日布達)。

以上のことなどがある。

県は、人民の啓蒙と布告布達の徹底のため、新聞の普及に特別力を入れたのであるが、当時の人民の新聞に対する関心は非常に少なかった。東京日々新聞を警察出張所で縦覧させる布達（明治八年八月十四日）、弘前町新聞展覧所の利用者が少ないので、文盲の輩にも聴聞させるための講釈者を用いたという上書（明治七年七月二十日弘前市庁庶務縣々小川権大属―後述―宛文書）など、当局はさまざま苦勞したようである。なお本県の印刷業については『青森市史』第五卷四六五―四七二頁が詳しい。ただ前述の角田平左衛門と青森日進堂との関係がはつきりしない。

2 現存する青森新聞

現存するもののみならず、その存在や内容を伝えるものを次に上げる。但し、私の探訪し得た範囲であることを、あらかじめ断っておきたい。

- ① 明治十二年三月六日（一号）〜同十二年四月十六日（二〇号）―東京大学明治新聞雑誌文庫所蔵
- ② 明治十二年八月三日（六九号）の一部と、八・九月中（推定）の一部を伝えるもの―日進新聞―同十二年八月十七日（三三四号）、同年九月十日（三四六号）、同十八日（三五〇号）に転載された青森新聞の記事
- ③ 同十二年の三五号、三六号、三七号の切抜き。三八・一一〇号と推定される切抜き。その他年代不明のもの―八木橋武美氏所蔵
- ④ 同十三年二月六日（一五四号）〜同十三年三月七日（一六九号）―八木橋武美氏所蔵

⑤ 同十三年八月（二五二号の一部）―伊藤徳一編「東奥日報社史」二頁、同編「地方別日本新聞史」一二頁掲載

今のところ、以上のことしか筆者は知り得ない。県内各地の図書館にもない。当時、県会議員や地域の有力者に配布されてあつたのだから、そういった人達の旧家を訪ねることが先決だと思つてゐる。また、東北各地の新聞との交換もしてゐたので、まだ各県に残つてゐるものもあるかも知れない。東大の明治文庫をはじめ、各県の図書館は回つた積りであるが、これから各地で続々発掘されるのを願つてゐるのは、筆者ばかりではないだろう。戦災による青森の史料散失が惜しい。

次に、筆者が見る機会を得た青森新聞を通して、その創刊と廃刊、発行回数や部数について、若干の考察や推察を計りみてみたい。

註

（一）明治九年八月盛岡にて創刊。最初月三回発行から後、隔日、日刊となる。同十六年一月改組、その後「岩手新聞」に改題し、変遷を経て現在の「岩手日報」となる。当時、県の保護奨励により成長、不偏不党をモットーとしていた。（「地方別日本新聞史」二二頁）

3 創刊と廃刊

青森新聞の創刊は、明治十二年三月六日である。その論説欄に創刊の辞が述べられている。（小川渉¹の筆になると思う。）

〔前略〕回顧スレバ、北斗新聞社ノ青森ニ勃興スルヤ実ニ明治十年三月ニ在リ、吾輩共主幹ニ任シ、昨十一年十月ニ至ルマテ陸続発売ス……第百号の多キニ登リ事業意ニ成ラス。（中略）然ルニ吾青森

県令ハ、明治十二年三月ヲ期シ県会ヲ開創シ……昨十一年十二月ニ於テ、第一回議員選挙会ヲ開クヘキ旨布達セラル……吾輩憤然躍起シ、再ヒ廢業ヲ挽回シ、自ラ論壇ニ上リ、博ク与論ノ在リ所ヲ公衆ニ示シ……此ノ機ニ乗シ、此ノ社ヲ設クル所ナリ。(中略)

余輩、……大ニ新聞ノ体面ヲ改良シ、専ラ実地目撃スル所ニ就キ其理由ヲ究明シテ、夫ノ宇内ノ大勢、国政ノ方向等ノ如キ、余輩ノ偏見ヲ以テ容易ニ論了シ難キハ、措テ之ヲ顧ミス。専ハラ一県内ノ奇事異聞ヲ揚ケ、普々一県内ノ事情ヲ明ニセント欲ス。(後略)

これによつて、三つのがわかる。一つは青森新聞の前身であり、本県最初の新聞である「北斗新聞」が、明治十年三月創刊、同十一年十月廢刊、一〇〇号まで発行されたこと。(この廢刊については疑問がある。前述したように、郷土館に複写コピーではあるが、第一〇〇号が、明治十一年八月二十六日付であるから、多分小川の記憶違いであろう。)

もう一つは、青森新聞が、公選議員による正規の議会としては、初めての県会に間に合せて発行を急いだこと。いま一つは、全国各地の新聞が、天下国家を論じ、互いに論難し合い、あたかも治外法権の如き様相を呈しているのに反発し、其地において、其地の情況が知り得る新聞を作り、公衆の実益に供する目的であつたこと。以上三つがある。

事実、二〇号までの青森新聞紙面の大部分は、県会傍聴録であり、論説にもさほど見るべき主張はない。しかし反面それらは、官令、雜報、寄書、物価、広告の各欄と共に、当時の県会や、県内事情を知る上で、恰好の資料といえる。

青森新聞第一号の体裁は、半紙二つ折、表紙とも四ページ、三段制である。発行所は、本局―青森県庁廊内番外壱番地(二号から青森県庁門際となつている。末永氏は「廊内番外一番地」は二〇号までとし、県庁「門際」は第五〇号く第三八〇号としている。現物と異なる)真文舎、編輯兼印刷―伊藤祐胤である。二〇号までこの形であるが、一五四―一六九号はタブロイド型である。いつからそうなつたかはわからない。三五号などの切抜きが、タブロイド型のように思われるので、比較的早かつたのではないか。一六九号の体裁は、普通新聞紙の二分の一ページの大きさで、表紙とも四ページ、三段制、毎月十五回発行、定価一枚一錢二厘、一か月前金十六錢である。主幹―元木貞雄、編集長―陸実、印刷長―小川涉。発行所は、本局―前記二号に同じ。支局―弘前市土手町六十三番地となつている。

ここで問題になるのは社員のことである。県の届出では、社の持主名が亀田慎二となつており、役員三名、社員なしである。(明治十三年県治一覽表。)役員三名を元木、陸、小川としても、創刊以来の伊藤が説明出来ない。この間の事情を知る上で次の史料が参考になる。

〔前略〕抑北斗新聞ハ我地方新聞ノ嚆矢ニシテ……当時、其版權者タルモノハ即チ庁舎ノ事主慎二(註……亀田慎二のこと)ニシテ、刊行セントスルニ際シ予(註……小川涉のこと)ニ謀テ、(中略)版權ヲ予ニ譲ル……版權ヲ還納セシ……慎二カ再ヒ版權ヲ乞フ青森新聞ヲ刊行スルニ至ル。乃チ其脈絡ハ北斗新聞ニ貫通シテ、(中略)将来ノ旺盛ハ亦新タニ得タル所ノ貞雄(註……元木貞雄のこと)、実(註……陸実のこと)ノ諸子ト相謀リ……草創以來相共ニ

勉強従事スルモノハ、事主者タル慎二予ト佑胤子（註……伊藤祐のこと）ノミ。（後略）¹

（青森新聞、明治十三年三月七日、一六九号、小川涉の論説）

これによると、亀田、小川、伊藤は、北斗新聞以来の盟友であり、青森新聞になっても相協力し合い、新たに元木、陸を得たことになる。従ってその創刊号は代表者のみ銘記し、後、詳しくしたのである。員数は、県の届出数と合わないが、この五名で運営していたことは、ほぼ間違いない。

右の史料から北斗新聞社の経営は、経営難から亀田と小川が替わり番にやっていると、青森新聞の路線も「北斗」以来の民党系新聞の伝統と精神を引き継いでいることがわかる。亀田は金沢、小川は会津、伊藤は京都出身と、それぞれ他県人であることが興味深い。新聞事業が本県人によって行われるのは、青森新聞発行が、東奥義塾に引きつがれる明治十四年三月からである。

この間の政治の動きを見ると、全国的に国会開設の請願が渦のようにまき起り、各地の新聞もその筆鋒を明治政府に向けた。いわゆる自由民権運動である。青森新聞も、創刊以来の方針を守ってはいしたが、大勢に乗り、民権思想や運動の普及にとめた。これらの考察は別の機会にしている（弘前大学「國史研究」第三三号、五一号拙稿論文参照）⁶。

同十四年三月から青森新聞の経営者が変わったのであるが、これに関する新聞は、弘前市立図書館（末永氏前掲論文参照）と県立郷土館（前掲表1参照）にある。

また、昭和十年に発行されている長谷川竹南編集の「菊地九郎先生小

伝」がもつとも信頼されるので、これをもとにし、伊藤徳一氏前掲書を参考にしながらまとめてみると、

経営者―菊地九郎、本多庸一、柿喜洋芽、田中耕一、兼松良、等東奥義塾結社人

会計監督―須藤元雄

会計主任―山鹿元次郎

記者―小川涉、元木貞雄、義塾教師である今宗蔵、花田平爾、斎藤璉等である。

菊地と本多は、青森県の自由民権運動の中心人物であり、後年、それぞれ、東奥日報社長と青山学院長になる。

その他、東奥義塾関係者民権運動を推し進めた人たちがばかりであり、青森新聞と本県の政治動向との関係は深い。

さて、青森新聞の廃刊はいつか。創刊は現物があるから問題はない。しかし、廃刊号はいつか。それには二つの説がある。

（一）明治十五年八月（明治文化全集一七卷六一九頁。西田長寿「明治時代の新聞と雑誌」七二頁―内務省図書館目録等を参考―）

（二）明治十六年（菊地九郎先生小伝一一三頁）

この他に仙台で発行された東北新報の同十五年五月三日付「青森景況欄」に青森新聞発行中の記事がある。このことから、十五年代までは発行されたと見ていいが、十六年には疑問がある。東奥義塾の民権派に理解のあった山田県令は、同十五年一月上京中に死去しており、代わった郷田県令は、ただちに官僚擁護の陸奥新聞を発行して、民党系の青森新聞を圧迫した。官憲が、新聞紙条例を盾にとり民権派を弾圧した時代で

ある。青森新聞の印刷所が、県庁注文の印刷物によって辛じて経営していればなおさらである。とすれば十六年まで続けられたとは思えない。

(二)の十六年は、十四年三月から数えて「両三年」という計算から割り出したものであるから、本の性格上、記憶による推定とみてよからう。

従って、コピーが見つかった以上、正式な届出を尊重するとして、(一)の十五年八月をとらざるを得ない。末永氏前掲論文では、五一八号、同十五年八月七日発行までわかっている。

その後、青森新聞の伝統は、「青森新報」、「秋田、青森、函館新聞」に受け継がれるが、いずれも官憲の弾圧で廃刊を余儀なくされた。待望の「東奥日報」が菊地や東奥義塾関係者によって発行されたのは、明治二十一年十二月六日である。

註

(1) 斗南藩士。会津から青森県に移住し、官吏や新聞記者、県会書記を経験して、後「会津教育考」や「しぐれ草紙」、自伝「陸奥事情」などの著書を残す。詳しくは註(6)参照。

(2) 「北斗新聞」の発行については、再び、青森新聞発行一周年の明治十三年三月七日二六九号に、小川渉が創刊号同様の文を書いているし、同じ頃出版された東奥義塾発行の「開文雑誌」同十一年九月二十九日第一号にも報じられており、創刊は間違いない。

しかし、廃刊については、前述した通り二説ある。詳述すると、一つは本文を同じ十一年十月説であり、今一つは同年八月説である。『明治文化全集』一七卷六一一頁。(創刊は一致している)―。ところが、廃刊号が見つかったので(郷土館所有コピー第一〇〇号、明十一年八月

二十六日付一面のみ―展示)―結着はついた。

また、それまでの手がかりは、明治十一年四月八日(八一号)付のものを知るのみであった(小野久三「青森県政治史(1)」五五五頁―写真版として東奥日報社にて保存、現物の所在不明)―。創刊からこの八号まで計算すると月六回強の発行。発行回数一〇〇として廃刊時期を考えると、八月説でいい。

がしかし、以前の考え方は、経営者が交替し合いながら細々と続いたという青森新聞の回顧談。並びに明治十一年二月九日付朝野新聞「青森県通信」に官吏の愚民観をいましめながら、「当地にも新聞紙あれども月三・四回の発売にて旧聞のもの多し」と嘆いていることから考え、計算して十月説も一時妥当と思われていたのは事実である。

(3) 明治十一年四月から五月にかけての第二回地方官会議で、いわゆる三新法の一つ府県会規則三十五か条が決められ、それに基づいて各府県に府県会が設立された。本県も同十二年三月に県議会が開かれたのである。

(4) 陸羯南の実名。明治十三年三月青森蓮華寺国会開設建白会議に参加(『青森県総覧』四九頁)、後、「日本」の社長兼主筆。国民精神の昂揚に努め、官僚主義と藩閥政府を攻撃(『陸羯南全集』第一巻―西田長寿、樋手通有編―参照)。

(5) この中で青森新聞の株金が二〇〇〇円、役員給料一八〇円、売高の純益金が二三〇〇円と記載されている。北斗新聞同様、経営は決して楽ではなかったと思う。このことは別の機会に考察してみたい。

(6) 拙稿「青森県の自由民権運動―弘前地方を中心に―」(同三三三号所収)では、青森新聞報欄から、明治十三年代の弘前地方の国会開設運動の動きを追ってみた。これによると、弘前有志による国会開設請願の会合が開かれたのは、明治十三年二月七日である。ここで六条からなる議事が立案され、県下遊説の事、委員の選任、檄文作成が決まっている。

さらに遊説家の幹旋、派遣など、二月八日、十二日、十四日、十八日付に克明に載っている。二十六日付には国会開設請願の概文がある。これには国政参与を天賦の権とする、進んだ民権主張も見られるが、なんといつても、国家の独立。国力の充実を図る、国権的民権論であった。

また、拙稿「国会開設運動期の動向―明治十二年代を中心に―」（同五一号所収）では、前論文で考察されなかった明治十二年代の動きを、青森新聞を通して追ってみた。（尚、この論文は、この年の史学雑誌「回顧と展望」に取り上げられた。また、文部省学術奨励金（B）の援助を受けたものである）

明治十二年八、九月には、千葉県桜井静（県会議長ではなく、一村会議長であったと、恩師東京経済大学教授色川大吉より御教示を受けた）の「国会開設懇請協議案」に対する、青森県会議長大道寺繁禎の、再三にわたる断りの返書が載っている。（対照的に、岩手県会議長上田農夫は賛成である。両県の違いは、次の論争にも表われている）。

同じ頃、同十二年八月三日付には、青森新聞記者の小川涉が、国会開設尚早論をかかげ、岩手の日進新聞記者矢幅政教と、再三にわたる「みちのく国会開設論争」を行っている。その後、岩手の雑誌盛岡新誌もこれに一枚加わっていることが判明し、前掲論文にも紹介している。

このことについては、「東奥日報」昭和四十二年十二月二十一日付夕刊に「津軽、南部の国会開設論争」と銘うって発表した。この論文は、青山学院大学教授沼田哲氏より、「こういう地道な研究が大事」と称賛され、黒瀧十二郎博士からも誉められた。

この時期の青森新聞の論説の主なものを持ってみると、一六五号の「非国会論者二告ク」（陸実筆か）や、一五四号の「議員選挙者二告ク」（外崎覚蔵―工藤―）があり、国会開設や県会の重要性を訴えたものである。さらに一五五号から一六八号まで連載している「合資論」（一

九）は、遅れた東奥を興すことを主眼としているが、当時の経済思想を知る上で面白い。

が、なんといつても、青森新聞の主張をリードしていたのは小川涉であり、彼の思想的背景の究明が、青森新聞の性格づけになると思う。これについては拙稿前掲論文でも若干考察した。

小川の論は、当時の青森県の民情を非常に意識しており、その立場は、必ずといつてそこから出発している。彼の随筆「陸奥事情」（東京の御子息牧師小川喚三氏宅訪問、写真版にす。）には、青森県の人民をして「無気力なり、無智識なり、鄙屈なり、固陋なり、怠惰なり、教化に浴せざるものなり、礼儀を知らざる者なり」と酷評し、中でも津軽の民は「愚にして黙なれる」、南部の民は「愚にして真なる」としている。彼の長年の県会書記としての目から映ったものか。しかし、それを打開するためには、「如此き民を統治する官吏」は、「自由自治を主義」とせず、「誘掖引導を主義」とすべきであるという。青森新聞の発行も、こういった考えから出発したと思う。

(7) 自由民権派の新聞で、社長―高瀬真之介、編集長―小沢軍民、印刷人―小柳津親雄である。政府攻撃も鋭く、東北有志会の動きが詳細にわかる。

4 発行回数

(表2)

明治年	月日	発行回数
12	3. 6 ~ 12. 31	138
13	1. 1 ~ 12. 31	168
14	1. 1 ~ 3. 5	29
計		335

青森新聞は隔日発行であった。しかし、必ずしもその通り発行されてはいない。明治十二年三月から、十三年八月までを調べてみると、一年間に一か月のズレがあり、二か月平均十四回である。従って、このままのズレで順調に発行され同十五年八月に廃刊となったとして、その発行回数を推定することは容易である。しかし、前項で見た

通り、十四年に経営者も変わり、次第に官憲の圧迫も強くなり、発行部数も減ってきていること（後述）から、それ以前よりは相当なズレをもつて発行されたとは考えられない。

今、十二年から十四年初頭までの発行回数を推定してみると表2になる。十四年三月以降については、表1に四・五月が二・三日置きに発行されている。しかし、経営も東興義塾に移り、印刷業が主で新聞が副業であったこと、経営も苦しかったことから、それ以上の発行を推定することは難しいので、ここでは割愛した。

この表で見ると、二年間で三三五回、一年間では、一六八回弱となる。正式な隔日発行だと一八二回強であるから、大体順調な発行といえる。従って、一年間の発行回数は一六八回より下回るものと考えられる。割愛した十四・十五年にかけては、十五年八月の廃刊号が見つかった。十四年は最初は二・三日置き発行であったが、十五年の廃刊まではよくわからない。

註

(1) 現存する一号から二〇号（明治十二年三月六日～四月十六日）を調べてみると、一～四号まで隔日発行、五号で一日遅れ、六～一六号まで隔日、一七、一八号一日遅れ、一九号で一日短縮、二〇号一日遅れとなっている。従って、最初の一か月間（三月六日～四月四日）に一日のズレだけで、比較的順調に発行されたと見てよい。しかし、二〇号までに三日の遅れとなり、その後、八月三日に六九号が出ているのだから、大体一か月に三日のズレを持って発行されたことになる。翌十三年二月六日に一五四号が出ており（順調にいけば一六九号に当たる）、同年三月七

日がようやく一六九号となっている。大体一年に一か月のズレがあるとしたのは、このためである。この計算でいくと、十三年八月に二五二号が発行されたこととも合う。ただし、この計算は、隔日発行なので、日曜、大祭日、年末年始を考慮していない。

5 発行部数

(表3)

明治11年	40,150枚
同 12年	218,467枚
同 13年	404,765枚
同 14年	22,320枚

県に届出されている青森新聞の発行部数は、次のようになっている。

- (1) 「毎月十五回、枚数一四一、五〇〇枚、管内配達数七八〇枚、管外配達数七二〇枚」（明治十三年、青森県治一覽表）
- (2) 青森新聞（毎月十五回）発行部数表（明治四十五年四月十一日発行東興日報第七〇〇九号「本誌発行前後の新聞」より）（表3）

表3と本文4の発行回数（推定）を使って、各年における一回の発行部数を推算してみると、表4になる。（表4から、明治十二年は、一、五八〇部強、同十三年は、二、四〇〇部強、同十四年は、七七〇部弱となる。）(2)の表3にある明治十一年のものは、北斗新聞と思われる。これについては前述した。これを、十一年だけで推算すると、一、三〇〇枚近くになるので、十年三月創刊から十一年八月廃刊までの一〇〇号を指しているとして、一回四〇〇部が妥当と思われる。

(表4)

明治年	月日	発行回数	1回の発行部数
12	3. 6～12. 31	138	1,580枚
13	1. 1～12. 31	168	2,400枚
14	1. 1～3. 5	29	770枚

a表の明治十一年だけは、会計年度方式^①をとり、それも大まかに十年の発行月から数えたものと思う。と同時に、四〇〇部というのは、「北斗新聞……弘前ニテハ五六……」^②「県下ニテハ四百ニ滿タズ……」^③（開文雑誌第三号、明治十二年一月三十一日付「東奥推論」）と一致するからである。

しからば青森新聞であるが、(1)と(2)の表4が大体一致するのは、明治十二年である。(1)は十三年のものであるが、会計年度方式をとっていると考えられるから、十二年にもかかっているし問題は無い。しかし、十三年は多すぎるし、十四年は少な過ぎる。十四年に部数が減る理由は、前述した外部条件が作用しているとして、十三年はわからない。

(1)と(2)は、いずれも県への届出資料が基となっているが、当時の状態から見て必ずしも正確なものとは言えない。^④

従って、次なる青森新聞部数に関する史料を、参考にする他はない。

① 「毎号発行スル所ノ多寡ヲ比較セバ、実ニ北斗新聞ニ倍シ……」

（青森新聞明治十三年三月七日一六九号、小川渉の論説）

② 弘前では「購読者僅か七十餘軒、百軒に増さんと努力……」（明治十二・三年、青森新聞社弘前支局開設当時、支局長であった山鹿元次郎回顧談―伊藤徳一「東奥日報社史」六頁、右田十郎「山鹿元次郎小伝」四六頁―）

③ 「明治十二・十三年の頃……新聞発行部数は、七、八百枚で、日刊ではなかった。」（菊地九郎先生小伝一一二頁）

④ 「青森新聞、日に九〇〇枚余」（明治十四年一月三日付「東北新聞」の青森新聞に関する記事―尚これによると、東北各地の新聞発行

部数も大体この前後である―）

①は、前に北斗新聞について述べた史料「弘前五六十、県下四百」から計算して二倍、即ち、八〇〇部近いということになる。②も二倍という点では大体合う。③は、このことを裏づけしているといえよう。④も部数は近いが、十四年代ということにひっかかる。前の(2)の表4でも十四年代は減ってきている。

いずれにせよ、当時の交通不便な東北地方、とりわけ、青森県での新聞経営の困難さから想像すると、最盛期でも、八〇〇部ぐらいであったと思う。^⑤

註

(1) 統計寮の調査が暦年であったのに対し、内務省図書局の調査は、わが国が、当時、採用していた会計年度によってなされている（西田長寿『遐邇新聞』発行に関する若干の資料「新聞学評論一四号所収四七頁」。会計年度方式だと前年の七月一日から当年の六月三十日を指すことになる。本論の(1)の県治一覧表は、その方式をとっていると思われるが、(2)の資料は暦年方式と思う。ただ、明治十一年に限り例外と見たのである。

(2) 伊藤徳一前掲書五頁でも、明治十三年は二〇〇〇部近い発行があると述べているが、頗る疑わしいとも言っている。

(3) 伊藤前掲書、並びにこれを引用した『弘前市史』明治、大正、昭和編四一一頁では、明治十二年としている。しかし、本文3で述べた通り、現存する青森新聞では、十二年のものに弘前支局名がなく、十三年には載っている。十二年中に作られたことを否定するわけではないが、両書

の元になっている山鹿元次郎も十二年とは言っていないのである。青森新聞が発行された年を言ったのであり、話の内容も十四年頃までのものを一括して回顧している。従って、筆者は今のところ十二年より十三年をとっている。ここでは慎重を期して十二・三年とした。

(4) 「日々」が日刊を指すかどうか、詳らかでない。十二・三年頃まで隔日発行で、十四年に日刊となったとは、当時の新聞経営上から見て考えられない。従って、ここでは「一回」と解したい。

(5) 西田長寿前掲論文四八頁では、東北でも古い秋田の「遐邇新聞」の場合、明治十二年度、年間発行回数二五〇回として、一日の発売高七六五部強と推定されている。この新聞は日刊ではあるが、東北の裏日本各県の発行部数は、大体このように少なかつたと考えられる。

6 おわりに

以上述べた如く、本県の新聞界は、中央から十年ぐらい遅れて動き始めたといつてよい。北斗新聞でさえ明治十年から、青森新聞に至つては同十二年創刊である。大きく見ると明治政府が、自由民権派を抑えるために新聞の取り締りを始めた時期に、本県の新聞は創刊された。

地方において、文明開化と自由民権が時期を異にして継起したのではなく、同じ時期（明治十年代）に重なり合い絡み合つて機能した（色川大吉『明治精神史』三八三〜四頁）という。

本県の新聞が、民権派として誕生したは過然ではない。当時、本県に薩長奸賊という意識があつた。それにもまして、開かれぬ地方を興さねばならぬという先覚者の使命感が、青森新聞をして、発行せしめた。

その新聞経営上の困難点の究明に、今一つ肉迫出来なかつたのが残念

であるが、今後の課題としたい。さらに課題としたいのは、「弘前紛糾事件」と「青森新聞」の紙面の分析である。「事件」（後述）については従来「青森県総覧」からのみ引用されている。もしも青森新聞に記載があれば大発見である。表1は明治十四年のものであるが、末永氏論考にある五一八号は明治十五年八月七日の発行である。残念ながら筆者は未見故、推測の域を出ない。当時の記者小川涉、経営者菊地九郎や東奥義塾の面々の動向が知りたい。菊地は事件の渦中にあり、それどころではなかつたと思うが、小川涉が事件を報じたか興味がある。

「弘前紛糾事件」に至るまでの、本県の自由民権運動の動向を概観したい。陸実も関係した建白書を携えて本多庸一、中市稲太郎の両名総代として上京し、国会期成同盟第一回大会開催の翌月、すなわち十三年四月十二日に元老院に提出した。（近事評論第二六〇号四月十八日）

時を同じくして、「苛令酷律の圧迫」（『自由党史』上二七九頁）といわれた集会条例が出され、民権運動への大きな障害となつた。国会開設上願書も拒否された同年十一月、国会期成同盟第二回大会が開かれ、青森を含めた二府二県の同盟員一三万余人の代表者六四名が参加するに及び、民権運動は平民民権へと傾斜し革命的色彩を帯びてきた。菊地九郎は「不慮に備え、以て後顧の愛を絶」つ遭変者扶助法名簿に、有志一五〇名総代として名を連ねたのである。（『自由党史』中一九〜二六頁）ここに「我日本国民の当に同権なるべき」（同三五頁）を信ずる「暫定自由党」（服部之総『明治の革命』一二五頁）が生まれたのである。

大会終了後、菊地は、本多庸一と共に東北有志会に参加し、河野広中等十三人と共に会の趣意書決議した。

この内容は、国家は個人の自由權：「此權利を失うときは生命財産を保ち得ない」…を保護せんが為にあるという国家論、国民の權利と自由が殆んど「其過半を掠奪せられたる如し」、「吾党同志を結び本会を設け、權利を拡張し、社会を改良し、以て道理の境域に逍遙せん」というきびしい現状からくる決意が見られる。（『河野磐州伝』上三八〇頁〜一頁）

続いて翌十四年一月二十九日付東北新報に「東北有志会原案」が発表され「權利自由ノ主義ヲ」妨げる者は「之ヲ排斥スル」という遭変者扶助法が加わり、会の性格は、絶対主義政府に対抗するブルジョア民主主義革命の色を濃くしたが、会において採択されず、同年三月「東北七州自由党」の結成を見るに及んで、河野の合法主義と戦術的考慮が現われている。党の結成には、本多の他竹内千代太郎、桜田静が参加している。

（東北新報明治十四年三月十日）

政府の国会開設の詔勅で、自由党の成立を見る。青森県からは服部吉之丞唯一人であった。（『自由党史』中七九〜八三頁）青森県は反対派の攻撃の前に、菊地、本多が苦慮、いわゆる「弘前紛糾事件」である。

拙稿「青森県の自由民権運動―弘前地方を中心に―」では、この「事件」を次のように分析している。保守派上級士族大道寺繁楨、笹森儀助等は共同会の主張に反対、山田県令が本多、菊地等十二名を集め双方の和解を試みたが（同十四年十月）保守派の反対が強く、翌十五年山田県令の病死と共に表面化し、旧藩主も動員しての共同会攻撃の前に、同十六年四・五月頃共同会解散。（『青森県総覽』五五〜五七頁）

保守派勢力の強い土地の官民調和的民権運動も、単なる士族争いに終始した。

この筆者の見解に広島大学の河西英通氏より、もっと大局的に全国的に事件を分析すべきという御指摘を受け、本多、鈴木、河野の「東北の三傑」の考察も今少し深めたいと思っている。

本稿は、当初「青森新聞に関する若干の資料」と題して、史料紹介の積りで提出した。しかし、こちらの草稿の意図が編集者に伝わらず、その後収集した史料と並列して出した結果、今少し、内容のブラッシュアップとレベルアップを要請され、題名も本県の自由民権運動と連動させる執筆方法をとった。

当初は、秋田の新聞を紹介した西田長寿氏の手法を真似たのであるが、私のライフワークは「自由民権運動史」であり、もっともな御指摘と受けとめ書き直した。しかし、これは本当の意味の本県の自由民権運動史ではない。筆者は別に、県内にある「八戸地域史」に数回南部地方の自由民権史をとりあげており、それとの統合、融合が出来ていない。果たして「青森新聞」が八戸地方で読まれていたのかも探求し得ないものである。

従って、本題の青森県は津軽地方に限られた論考であることを申し上げます、県全体の運動史は、今後の課題としたい。

（はしもと・まさのぶ 弘前大学國史研究会会員）